

千葉市人事委員会公告第5号

令和5年度民間企業等職務経験者を対象とした職員採用試験の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長から通知のあった令和6年度採用予定の職及び職員数等のうち、民間企業等職務経験者を対象とした職員の採用について、競争試験によるものとし、次のとおり試験の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和5年4月14日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

1 試験区分、採用予定人員、職務内容

| 試験区分 | | 採用予定人員 (人程度) | 職務内容 |
|------|-----|-----------------|---|
| 事務 | 行政 | 5 | 市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事 |
| | 情報 | 2 | 主として情報経営部及び各情報システムの所管課等で、デジタル政策に関する企画、情報システムの構築・運用におけるプロジェクト管理等を行い、庁内外の関係者と調整・協力しながら、千葉市の行政デジタル化に向けた業務に従事 |
| | 学芸員 | 1 | 主として教育委員会事務局等で、文化財保護、埋蔵文化財の発掘調査・研究、普及・啓発、博物館業務等に従事 |
| 技術 | 土木 | 4 | 市長部局等で、土木工事の設計及び監督、都市計画に係る企画及び調整、土地区画整理事業の計画及び施工、道路施策の企画・立案、都市交通体系の企画等の業務に従事 |
| | 建築 | 2 | 市長部局等で、公共施設の建築工事の設計及び監督、建築確認申請の審査及び検査、住宅施策の企画・立案等の業務に従事 |
| | 電気 | 2 | 市長部局等で、公共施設の電気設備工事の設計及び監督、清掃工場・下水処理場等の市施設に係る電気設備の維持管理及び整備等の業務に従事 |
| | 機械 | 3 | 市長部局等で、公共施設の機械設備工事の設計及び監督、清掃工場・下水処理場等の市施設に係る機械設備の維持管理及び整備等の業務に従事 |
| | 造園 | 2 | 市長部局等で、公園・緑地の整備や管理、緑地の保全、緑化の推進、農業の経営支援・生産振興等の業務に従事 |
| | 農業 | 1 | 市長部局等で、スマート農業技術の普及、農業法人の誘致、食のブランド化推進など、千葉市農業の成長産業化に向けた業務に従事 |
| 保育士 | | 3 | 保育所及び児童相談所等で、児童の保育に従事 |

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件をすべて満たす人

（１）次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

（２）次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する人
- イ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

（３）次の要件に該当する人

- ア 事務・技術

| | 要 件 |
|-------------------------|---|
| 事務 ・ 技術 共 通 | <p>1 昭和３８年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた人（学歴不問）</p> <p>2 民間企業等での職務経験が直近１０年（平成２５年８月１日から令和５年７月３１日まで）中に６年以上ある人</p> <p>（注）１ 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり３０時間以上の勤務を１年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で１年以上継続して活動していた期間が該当するものとする。</p> <p>２ 「民間企業等での職務経験」は、各試験区分の要件に該当するものに限る。</p> <p>３ 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。</p> <p>４ 申込日現在で千葉市職員（任期の定めのない職員に限る。）である者は、受験できない。</p> |

| | | 試験区分 | 要件 |
|-----------------------|----|--|--|
| 各 試 験 区 分 | 事務 | 行政 | 職務経験は、当該試験区分に関連するものに限らない。 |
| | | 情報 | 職務経験は、情報システムの開発、管理、運用等の職務経験とする。 |
| | | 学芸員 | 1 博物館法第5条に規定する学芸員資格を有すること。 2 職務経験は、埋蔵文化財に係る発掘調査及び遺物整理の職務経験とする。 3 遺跡発掘調査報告書の執筆歴を2以上有すること。 |
| | 技術 | 土木 | 職務経験は、各試験区分の職務内容に関連した職務経験とする。 |
| | | 建築 | |
| | | 電気 | |
| | | 機械 | |
| | | 造園 | |
| | 農業 | 職務経験は、国、地方公共団体、農業コンサルティング会社等の組織における農業に関する施策の企画立案、試験研究、生産技術・経営の支援等の職務経験とする。 ※「農業」とは、耕種（稲作、畑作、露地野菜、施設野菜等）の事業をいい、養畜、養蚕及び林業は含まない。 | |

イ 保育士

| 要件 | |
|----|--|
| 1 | 昭和38年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 |
| 2 | 保育士資格を有すること。 |
| 3 | 民間企業等での職務経験が直近15年（平成20年8月1日から令和5年7月31日まで）中に9年以上ある人 |
| 4 | 職務経験は、保育士資格を取得後、保育所等（※1）における保育士等（※2）としての職務経験とする。 |

※1 「保育所等」は次の施設をいう。

- ・ 児童福祉法に定める児童福祉施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ・ 学校教育法に定める幼稚園
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園
- ・ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号）に定める証明書が交付された認可外保育施設
- ・ 青年海外協力隊等で保育士等として活動していた施設

※2 「保育士等」とは、次の職務をいう。

- ・ 保育士、幼稚園教諭

(注) 1 「民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間や、青年海外協力隊等で1年以上継続して活動していた期間が該当するものとする。

2 職務経験が複数ある場合は、通算することができる。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限る。

3 申込日現在で千葉市職員（任期の定めのない職員に限る。）である者は、受験できない。

(注) 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出する。なお、必要な職務経験期間が確認できない場合は、採用しない。

3 受付方法・期間

(1) 受付方法

電子申請（インターネットによる申込み）

※電子申請を利用できない場合は郵送による申込みも可。

(2) 期間

令和5年7月26日（水）午前9時から8月8日（火）午後5時まで（8月8日（火）午後5時までに受信されたものに限る。）

4 試験の日時・場所、合格発表（予定）

| 試験 | 日時 | 場所・方法 | 合格発表 |
|-------|---|--|---|
| 第一次試験 | 【保育士】 専門試験（択一式） 経験論文試験 | 令和5年9月17日(日) 集合・着席：午後1時 (午後0時30分から受付) 試験開始：午後1時20分 試験終了：午後4時55分 | 千葉市役所本庁舎 |
| | 【事務（行政）】 教養試験（択一式） 【事務（情報・ 学芸員）、技術】 教養試験（択一式） 経験論文試験 | 【事務、技術】 令和5年9月24日(日) 集合・着席 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始：午前9時30分 試験終了： 1 事務（行政） 正午 2 事務（情報・学芸員）、技術 午後2時50分 | 千葉市立稲毛高等学校 又は 千葉市立千葉高等学校 受験票送付時に試験会場を 指定する。 |
| | 【事務（行政）】 集団討論試験 | 令和5年10月7日（土）及び8日 （日）のうち1日 | 千葉市役所本庁舎 |
| 第二次試験 | 【全試験区分】 適性検査 | 【保育士】 令和5年10月6日(金)午前9時 ～11日(水)午後5時 【事務、技術】 令和5年10月20日(金)午前9時 ～25日(水)午後5時 | WEB方式 |
| | 【事務、技術】 アピールシート | 令和5年10月20日(金)午前9時 ～25日(水)午後5時 | 期日までに人事委員 会事務局に提出 |
| | 【事務（行政）】 経験論文試験 | 令和5年10月20日(金)午前9時 ～31日(火)午後5時 | 期日までに人事委員 会事務局に提出 |
| | 【事務、技術】 面接試験 【保育士】 面接試験 (実技含む。) | 令和5年11月上旬～中旬の 土曜日及び日曜日のうち1日 令和5年10月下旬～11月上旬の 土・日曜日、祝日のうち1日 | 千葉中央コミュニティ センター |

- (注) 1 第一次試験で実施する経験論文試験の採点の対象者及び集団討論試験の対象者については、事務及び技術は教養試験、保育士は専門試験の結果に基づいて決定する。
- 2 千葉市職員募集ホームページ (city.chiba.jp/go/boshu) でも、合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。
- 3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して実施する。

5 試験の方法・配点・内容

| 試験方法 | | 配点 | 試験内容 |
|-------|---------------------------------------|------|--|
| 第一次試験 | 【事務、技術】 教養試験 (択一式150分) | 50点 | 公務員として必要な一般教養について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【50問全問解答】 出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 |
| | 【保育士】 専門試験 (択一式90分) | 50点 | 下記の専門的知識について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【30問全問解答】 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 |
| | 【事務（情報・学芸員）、技術】 経験論文試験 (記述式90分) | 50点 | 職務経験に関する課題について記述する筆記試験 (1,200字程度) |
| | 【事務（行政）】 集団討論試験 | 50点 | 与えられたテーマに対する討論形式での口述試験（態度、表現力、積極性、指導力、協調性、社会性等） |
| 第二次試験 | 【全試験区分】 適性検査 | — | 性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。) |
| | 【事務、技術】 アピールシート | — | 職務経験等を通じて培った知識・能力、それらの千葉市政への活用等に関する自己アピール（面接試験の参考とする。) |
| | 【事務（行政）】 経験論文試験 | 20点 | 職務経験に関する課題について記述する筆記試験 (1,200字程度) |
| | 【事務、技術】 面接試験 | 100点 | 主として人物、性格等についての個別面接による試験（態度、積極性、人間的魅力、職務経験の有用性、協調性、堅実性、ストレス耐性等） |
| | 【保育士】 面接試験 (実技を含む。) | 100点 | 主として人物、性格等についての個別面接による試験（態度、積極性、人間的魅力、職務経験の有用性、協調性、堅実性、ストレス耐性等）及びあらかじめ指定された課題についての実技試験 |

- (注) 1 第一次試験の合格者は、事務（情報・学芸員）及び技術は教養試験と経験論文試験、事務（行政）は教養試験と集団討論試験、保育士は専門試験と経験論文試験の結果を総合して決定する。
- 2 最終合格者は、第二次試験の結果により決定し、第一次試験の成績は反映しない。

6 採用予定年月日

令和6年4月1日（繰上げ採用もあり）

7 採用候補者名簿の有効期間

採用候補者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

教養試験及び専門試験の例題並びに経験論文試験、アピールシート及び面接試験における実技（保育士）の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 行政資料室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

9 試験結果について

この採用試験の結果については、照会することができるものとする。

| 対象者 | | 内容 | | | | | | | | | | 請求期間 | |
|-------------------|--|-------------------------------|--|-----------------------------------|----------|----------|----------------|-------------------|-----------------|----------|----------|------|---|
| | | 第一次試験 | | | | | 第二次試験 | | | | | | |
| | | 教養試験 又は 専門試験 の 得点 | 経験論文試験 の採点対象 又は 集団討論 試験の対象 となった者 の最低 点(教養 試験 又は 専門 試験) ※ | 経験論文 試験又は 集団討論 試験 の得点 | 総合 得点 | 総合 順位 | 合格 最低 点※ | 経験論文 試験の 得点 | 面接 試験 の得点 | 総合 得点 | 総合 順位 | | 合格 最低 点※ |
| 第一次 試験 不合格者 | 経験論文試験 の採点対象 及び 集団討論 試験の対象 となら なかった者 | ○ | ○ | - | ○ | ○ | ○ | - | - | - | - | - | 第一次試験 合格発表日 から令和5年 12月28日(木) まで |
| | 経験論文試験 の採点対象 及び 集団討論 試験の対象 となっ た者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | - | - | - | - | |
| 第二次試験受験者 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 第二次試験 合格発表日 から令和5年 12月28日(木) まで |

(注)1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。

2 ※印の項目は、千葉市職員募集ホームページにも掲載する。